

近代以降の埋め立て地における埋蔵文化財の照会について

下記の地域は江戸時代において河川域もしくは海域であり、近代以降の埋め立てによって造成されました。このため、埋蔵文化財（遺跡）は存在しませんので確認の必要はありません。

【全域】

青海、有明、海の森、枝川、塩浜、潮見、東雲、新木場、新砂、辰巳、豊洲、
夢の島、若洲、東陽 1・2 丁目

【一部】

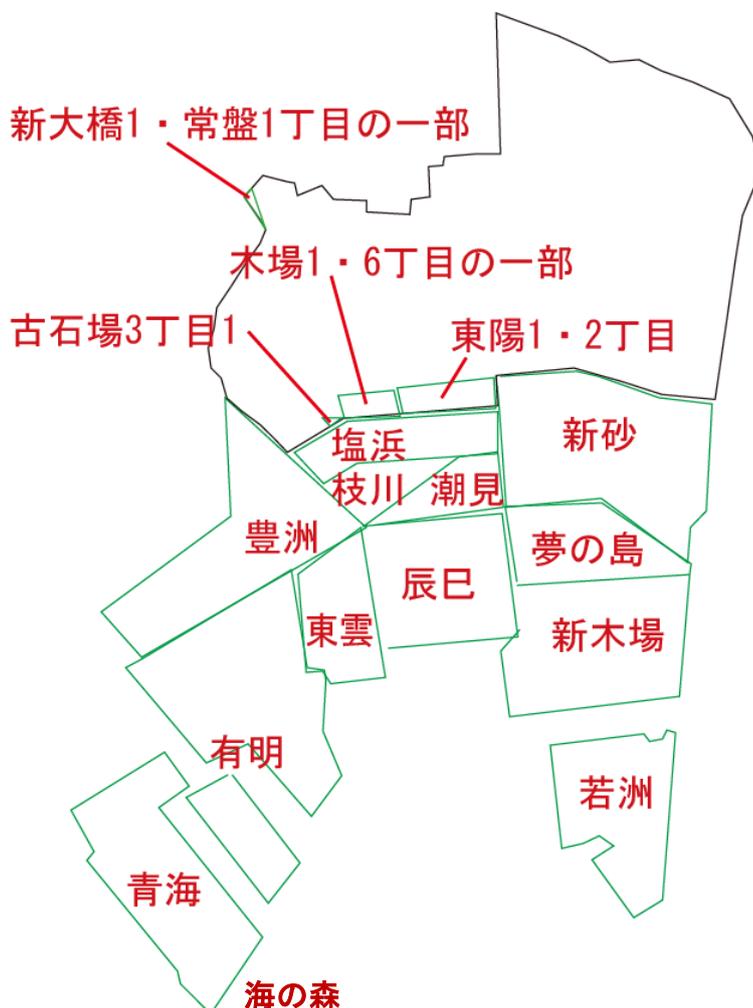
木場 1 丁目・・・1 番地全域および 2・5 番地の一部

木場 6 丁目・・・1～6・14・15 番地全域および 7・8・13 番地の一部

古石場 3 丁目・・・1 番地全域

新大橋 1 丁目・・・2・6・7・13 番地全域および 1・5・8・12 番地の一部

常盤 1 丁目・・・4 番地全域および 1・6 番地の一部



なお、埋め立て土の中に江戸時代の遺物が発見される事例があります。その際には回収（採集）に伺いますので、下記までご連絡をお願い致します。

お問い合わせ

江東区 地域振興部 文化観光課 文化財係
江東区東陽4-11-28
TEL 03-3647-9819
FAX 03-3647-8470